## 北海道旅客鉄道株式会社公告第19号

◎身体障害者旅客運賃割引規則の一部改正について(施行日:令和3年3月13日) 北海道旅客鉄道株式会社身体障害者旅客運賃割引規則(昭和62年4月北海道旅客鉄道株式会社公 告第4号)の一部を次のように改正し、令和3年3月13日から施行する。

令和3年2月12日

北海道旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 島田 修

第2条第1項中、「(注)身体障害者手帳の様式は次のとおりである。」を「(注1)身体障害者手帳の様式は次のとおりである」に改める。

同条同項イの次に次を加える。

(注2)「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」(令和2年10月19日国鉄事第304号国土交通省鉄道局長通知)によるものは、第8条に定める割引乗車券類の購入申込みの際並びに第11条に定める乗降の際及び乗車船中の呈示に限り、注1に掲げる様式による身体障害者手帳に代わるものとすることができる。